

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

目次

○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）	1
○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）	6



○ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。</p> <p>一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道その他の公共施設</p> <p>二 庁舎、<u>宿舍その他の公用施設</u></p> <p>三 教育文化施設、スポーツ施設、集会施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、<u>駐車場、地下街その他の公益的施設及び賃貸住宅</u></p> <p>四 (略)</p> <p>五 船舶、航空機その他の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）</p> <p>六 (略)</p> <p>2 〳 7 (略)</p> <p>(実施方針)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設備を含む。）をいう。</p> <p>一 道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設</p> <p>二 庁舎、<u>宿舍等の公用施設</u></p> <p>三 <u>賃貸住宅及び教育文化施設</u>、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、<u>駐車場、地下街等の公益的施設</u></p> <p>四 (略)</p> <p>五 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星（これらの施設の運行に必要な施設を含む。）</p> <p>六 (略)</p> <p>2 〳 7 (略)</p> <p>(実施方針)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

4 前項の規定は、実施方針の変更（第十九条の二第二項の規定による実施方針の変更を除く。）について準用する。

（選定事業の実施）

第十四条 選定事業（公共施設等運営事業を除く。）は、基本方針及び実施方針（第五条第四項に規定する実施方針の変更があったときは、その変更後のもの）に基づき、事業契約に従って実施されるものとする。

2 選定事業（公共施設等運営事業に限る。）は、基本方針及び実施方針（第五条第四項に規定する実施方針の変更又は第十九条の二第二項の規定による実施方針の変更があったときは、その変更後のもの）に基づき、公共施設等運営権実施契約（第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。次項において同じ。）に従って実施されるものとする。

3 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、事業契約又は公共施設等運営権実施契約において公共施設等の管理者等との

4 前項の規定は、実施方針の変更について準用する。

（選定事業の実施）

第十四条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約（第十六条の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約（第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。）。次項において同じ。）に従って実施されるものとする。

（新設）

2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人（当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。）である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、事業契約において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければな

責任分担が明記されなければならない。

（公共施設等運営権に関する実施方針の変更提案に基づく変更）

第十九条の二 公共施設等運営権者は、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供のために公共施設等運営権に係る公共施設等について維持管理としての工事を行おうとする場合において、当該公共施設等運営権に関する実施方針（第五条第四項に規定する実施方針の変更又は次項の規定による実施方針の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の同条第二項第四号に掲げる公共施設等の規模又は配置に関する事項の変更が必要であると認めるときは、公共施設等の管理者等に対し、当該事項の変更についての提案（以下この条において「変更提案」という。）をすることができ。この場合においては、当該変更提案に係る実施方針の変更の案、当該工事による公共施設等運営事業についての効果の増進及び効率性の向上に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

2 変更提案を受けた公共施設等の管理者等は、遅滞なく、当該変更提案について検討を加え、当該変更提案に係る公共施設等の工事が公共施設等運営事業の適正

らない。

（新設）

かつ確実な実施の確保に支障を及ぼすおそれがなく、かつ、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供のため必要があると認めるときは、当該変更提案に係る実施方針の変更の案の内容をその内容とする実施方針の変更をすることができる。

3 | 変更提案を受けた公共施設等の管理者等は、前項の規定による実施方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした公共施設等運営権者に通知しなければならない。

4 | 公共施設等の管理者等は、第二項の規定による実施方針の変更をしたときは、遅滞なく、当該変更後の実施方針を公表しなければならない。

第五十二条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一〜五 (略)

六 特定選定事業に係る実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定選定事業等を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する専門家の派遣

七 特定選定事業に係る実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定選定事

第五十二条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。

一〜五 (略)

六 実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する専門家の派遣

七 実施方針を定め、若しくは定めようとする公共施設等の管理者等又は特定事業を実施し、若しくは実

業等を実施し、若しくは実施しようとする民間事業者に対する助言

八〇十 (略)

十一 特定事業を推進するために必要な調査及び情報の提供

十二・十三 (略)

2 機構は、前項第十三号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

(株式等の譲渡その他の処分等)

第五十六条 (略)

2 機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ、令和十五年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

施しようとする民間事業者に対する助言

八〇十 (略)

(新設)

十一・十二 (略)

2 機構は、前項第十二号に掲げる業務を営もうとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

(株式等の譲渡その他の処分等)

第五十六条 (略)

2 機構は、特定選定事業の実施状況、特定選定事業に係る資金の調達状況その他の特定選定事業を取り巻く状況を考慮しつつ、令和十年三月三十一日までに、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない。

○ 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）（抄）

※農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）附則第二十三条による改正前の規定

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十七条の六十 株式会社民間資金等活用事業推進機構は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十二条第一項第一号から第十二号までに掲げる業務のほか、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業を行う場合において、当該認定地方公共団体の依頼に応じて、次に掲げる業務を営むことができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2 前項の規定により株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務が営まれる場合には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第三十七条第一項第六号中「に掲げる」とあるのは「及び地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六十第一項各号に掲げる」と、同法第五十二条第一項第十号中「前各号」とあるのは「前各号及び地域再生法第十七条の六十第一項各号」と、同法第六十二条及び第六十三条第一項中「この法律」とあるのは「この法</p>	<p>第十七条の六十 株式会社民間資金等活用事業推進機構は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十二条第一項第一号から第十一号までに掲げる業務のほか、認定地方公共団体が認定地域再生計画に基づき民間資金等活用公共施設等整備事業を行う場合において、当該認定地方公共団体の依頼に応じて、次に掲げる業務を営むことができる。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>2 前項の規定により株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務が営まれる場合には、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第三十七条第一項第六号中「に掲げる」とあるのは「及び地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の六十第一項各号に掲げる」と、同法第五十二条第一項第十二号中「前各号」とあるのは「前各号及び地域再生法第十七条の六十第一項各号」と、同法第六十二条及び第六十三条第一項中「この法律」とあるのは「この法</p>

律又は地域再生法」と、同法第六十六条中「に掲げる」とあるのは「及び地域再生法第十七条の六十第一項各号に掲げる」と、同法第九十二条中「第六十三条第一項」とあるのは「第六十三条第一項（地域再生法第十七条の六十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第六十三条第一項」と、同法第九十三条第八号中「第六十二条第二項」とあるのは「第六十二条第二項（地域再生法第十七条の六十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

律又は地域再生法」と、同法第六十六条中「に掲げる」とあるのは「及び地域再生法第十七条の六十第一項各号に掲げる」と、同法第九十二条中「第六十三条第一項」とあるのは「第六十三条第一項（地域再生法第十七条の六十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第六十三条第一項」と、同法第九十三条第八号中「第六十二条第二項」とあるのは「第六十二条第二項（地域再生法第十七条の六十第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。